

配偶者暴力防止法の施行状況（令和3年度）

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室

1 配偶者暴力相談支援センター

(カ所)

区分	全国 (R3.3末現在)	北海道 (R4.3末現在)
配偶者暴力相談支援センター数	296	21

2 相談

(件)

区分	全国 (令和2年度)	北海道 (令和3年度)
配偶者暴力に関する相談件数	129,491 R元: 119,276 H30: 114,481	3,403 R2: 3,066 R元: 2,841
① 相談形態		
来所	37,911 (29%)	885 (26%)
電話	86,168 (67%)	2,362 (69%)
その他 (出張相談等、来所及び電話以外の相談)	5,412 (4%)	156 (5%)
② 性別		
女性 (相談者)	125,916 (97%)	3,279 (96%)
男性 (相談者)	3,575 (3%)	124 (4%)
③ 加害者との関係		
婚姻関係 (婚姻の届出あり)	104,438 (81%)	2,497 (73%)
事実婚 (婚姻の届出なし)	3,194 (3%)	78 (2%)
婚姻の届出有無不明	1,740 (1%)	20 (1%)
離婚済	16,044 (12%)	691 (20%)
生活の本拠を共にする交際相手	3,021 (2%)	94 (3%)
生活の本拠を共にした元交際相手	1,054 (1%)	23 (1%)

3 保護命令 (平成13年10月～令和4年3月の累計)

(件)

区分	全国	北海道
保護命令発令 (認容) 件数	40,461	2,200
生命等に対する脅迫のみを理由とするもの	7,203 (18%)	268 (12%)
① 被害者に関する保護命令のみ発令された件数	15,010 (37%)	1,425 (65%)
ア. 接近禁止命令のみ	6,164 (15%)	758 (35%)
イ. 退去命令のみ	97 (0%)	1 (0%)
ウ. 接近禁止・退去命令	2,089 (5%)	116 (5%)
エ. 接近禁止・電話等禁止命令	5,001 (12%)	474 (22%)
オ. 接近禁止・退去・電話等禁止命令 (事後発令含む)	1,645 (4%)	75 (3%)
カ. 電話等禁止命令	14 (0%)	1 (0%)
② 「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時発令された件数 (①以外。事後発令含む)	6,217 (15%)	147 (7%)
③ 「子への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む)	15,947 (39%)	514 (23%)
④ 「親族等への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む)	3,287 (8%)	114 (5%)

4 一時保護

(件)

区分	R3実績	備考
配偶者暴力被害者の一時保護件数 (道内)	129	R2: 136 R元: 183
道立女性相談援助センター	37 (29%)	R2: 40 (29%) R元: 66 (36%)
一時保護業務外部委託	92 (71%)	R2: 96 (71%) R元: 117 (64%)

注1) 全国の件数は内閣府男女共同参画局調べ、北海道の件数は北海道環境生活部調べ

注2) 道内の配偶者暴力相談支援センターは、道立女性相談援助センター、道庁、各(総合)振興局(14カ所)、札幌市(2カ所)、旭川市、函館市、苫小牧市

注3) (%)は、各区分毎の割合

注4) 保護命令発令件数は、最高裁判所提供の資料による

注5) 一時保護業務外部委託件数は、民間シェルター(8団体)、母子生活支援施設等(4施設)の計